

「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に係る
改正の概要

1. 改正の概要

① 抛出金制度の創設

再処理等に必要な資金を新設する認可法人に拠出することを、原子力事業者に対して義務付けることで、再処理事業に必要な資金を安定的に確保。

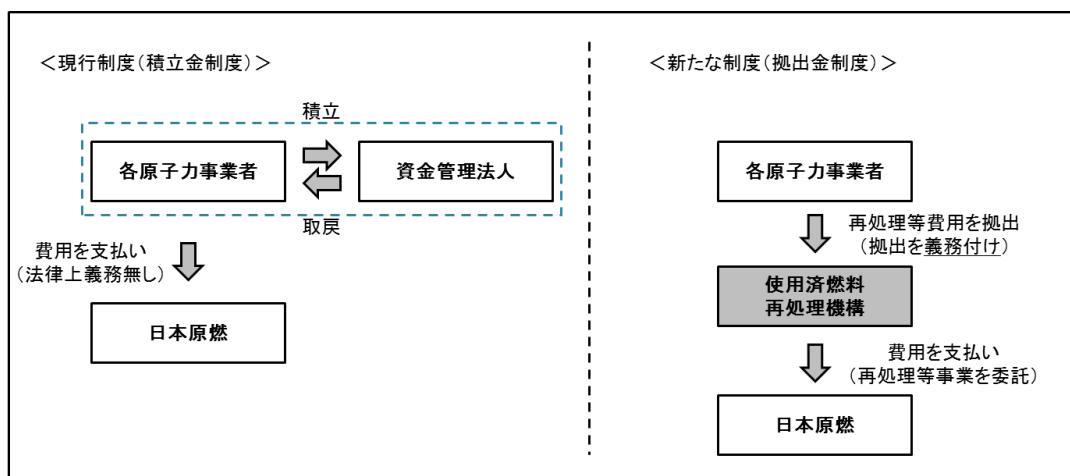
② 認可法人制度の創設

関係する事業全体を勘案した実施計画の策定や、拠出金単価の決定・拠出金の収納等を担う認可法人（使用済燃料再処理機構）を設立し、再処理等事業が着実かつ効率的に実施されるための体制を整備。

③ 適正なガバナンス体制の構築

認可法人の意思決定主体として、第三者を含む運営委員会を設置。運営には、認可・承認等を通じて国が一定の関与を行い、事業全体のガバナンスを強化。

2. 改正前後の比較



以上